



広範囲の路面上にあるゴミを簡単に掃き取ります

ハクトリー

- 清掃作業が簡単
- ゴミ捨てが簡単
- コンパクトに収納
- ブラシ高低差の調整が可能



ホームページにハクトリーを使用している映像があります。
ぜひご覧ください。

⚠ 夏期におけるシート製品の施工時の注意に関して



直射日光厳禁

シート製品を直射日光に長時間あてた状態ではシートが伸びたり、また柔らかくなり施工時に設置しづらい原因ともなります。

特にクイックシート黒色は熱の吸収率が高く、段ボールとシート、またはシート同士が貼付く恐れがありますので施工直前まで直射日光を避け涼しい所に立て掛け厳禁で保管ください。

[発行]

サンコー企画株式会社

〒929-0447 石川県河北郡津幡町字旭山11番地2
Tel:076-289-6708(代表) Fax:076-289-7992
E-mail:sanko@sanko-kikaku.com
URL:http://www.sanko-kikaku.com

ご注文・お問い合わせ

月刊 SANKO NEWS 8

2021年8月号 Vol.143

SANKO サンコー企画株式会社

FREE

月刊 サンコーニュース

MONTHLY SANKO NEWS

August
2021
Vol.143

8

外に煙草の自由はあるのか？

屋外喫煙のルール

外に煙草の自由はあるのか？

屋外喫煙のルール

喫煙環境の変化

今から二十数年前までは屋外屋内にかかわらず、「たばこを吸えない場所」はほとんどありませんでした。しかし、吸い殻のポイ捨てによる火事の懸念や街の景観悪化の観点から、徐々にたばこ喫煙者への批判が高まるようになりました。2000年には健康増進法が施行され、分煙化が進

み、「たばこ吸える場所が限定」されるようになりました。東京オリンピック開催をきっかけに、2018年健康増進法の一部を改正する法律が成立。東京オリンピックが開催されるはずだった2020年4月1日より全面施行され、屋内は原則禁煙となりました。

屋内と屋外の喫煙ルール

屋内は法律で全面的に原則禁煙となりましたが、屋外で喫煙を禁止する法律はありません。とはいえ屋外ならどこでもたばこを吸っていいわけではなく、屋外の喫煙は各市町村の条例に基づきルールが決められています。

1994年 JR 船橋駅構内で歩行喫煙していた男性のたばこの火が少女の頬に当たり、救急搬送される事件が発生。幸い少女の目に異常はなかったものの、事件をきっかけに歩行喫煙が問題視されるようになりました。携帯灰皿の配布など、各地域で歩行喫煙や路上喫煙禁止を訴える PR 活動や清掃活動が行われてきました。しかし目立った効果はなく、「人々の道徳心のみに頼ることはもはや限界」と考え、2002年東京都千



W1190×H840mm 【PGK122】

代田区では過料を伴う全国初の条例を制定。千代田区の例を皮切りに、過料をともなう条例が全国各地で続々と制定されていきました。

	屋 内	屋 外
法 令	改正健康増進法	路上喫煙防止に関する条例など
内 容	原則屋内禁煙など	歩行、路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止など
管 轄	国	市町村
対象地域	全国	条例のある市町村および重点区域
罰 則	罰金	過料

各条例と路面標示施工例



W450×H600mm 【PKG97】

条例
東松山のまちをみんなで美しくする条例

内容
路上喫煙、ポイ捨て禁止等

過料
2,000 円



W840×H1200mm 【PK283】

条例
千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例

内容
路上喫煙、ポイ捨て禁止等

過料
2,000 円



W400×H600mm 【D-TA-33】

条例
奈良市路上喫煙防止に関する条例

内容
路上喫煙禁止等

過料
1,000 円

新入社員紹介

あ ぼ
阿保 直弥

グラウンドデザイン課
セールスエンジニア係

今年3月に入社し、駐車場や道路の区画線工事を行っています。新しいラインが引かれ、きれいになった駐車場や道路を見ると、達成感があり、やりがいを感じます。できるだけ早く知識や経験を重ね、よりよい駐車場や道路になるよう、いろいろな提案ができるようになりたいです。

♥好きな靴♥
5年ほどスニーカーの魅力に取りつかれ、スニーカー収集にハマっています。現在、集めたスニーカーは40足程になりました。新品収集だけでなく、あえて中古のものを買って、磨いたり直したりして、古いスニーカーを履くのも楽しんでいます。目標の100足収集を目指して頑張ります！

編集後記

たばこが吸えない場所がほとんどなかった昭和、たばこを吸える場所がほとんどない令和の今日。「昭和時代の喫煙」を思い返してみると、畑仕事の合間にたばこを吸う祖父の姿が目には浮かびます。祖父はたばこを吸い終わると吸い殻を地面に落とし、靴で踏んで火を消し、吸い殻は地面にそのまま放置…。何度思い返してみても、吸い殻を拾う祖父の姿は見つかりません。当時はこんなことが当たりで、「吸い殻のポイ捨て」に対する罪悪感ほとんどありませんでした。昭和と令和では、たばこを吸う「当たり前」は大きく変わりました。屋内禁煙になる前からも、たばこを吸わない人が同席しているときは「たばこを吸ってもいい？」と配慮する一言を聞くようになりました。こうしたモラル向上の影には、法律や条例の力だけでなく、「喫煙者のひとりひとりがルールを守る努力と配慮」があったからではないかと、記事編集を通し、改めて感じました。(松下美雪)